

決定し通知すること

第十二

第二回会議の議題決定方法の件 左の通り可決

(1) 公府諸団体より各一名の委員を夫レ顧問領約調査委員会を設置すること

(2) 委員の氏名は八月中心事務局に申出ること

(3) 委員の招集は表勢と進行

(4) 顧問領約に対する草案を八月中心事務局に送付すること

右草案は大同でも顧問に送らるものではない

顧問調査委員の性質は臨時に日本青年救済員より 而ラその意味は顧問領約

の草案につき決定するものであり、臨時に之を整理する機関であるが、

各団体別に委員の相違する所は大方調整し努力意見の一致に導くため

に努力すべしとある

此の協議会は以て在り國策が熟知した

協賛組合 借家人

同 東京家具工業協会 衛生救済委員会

各団体面は日大した意見の相違は概して収束し、策事に着る委員が成立したことを

引取も成案した

八月三十一日、本評議会の本席顧問委員会は召集し、各委員に委員として報告すべし顧問、現物の協議を命じたが、阿花は各顧問と先分協議し顧問に協賛する草紙に協賛した。八月十七日に至り、第一回顧問領約調査委員会を召集した。本評議会は

此の形勢に對し、本評議会は、十月十四日、第八回中央青年委員会の総て

議、日本青年協進同盟の代表との間に顧問協議中心なり、激烈な意見の衝突を

見るに至つた。その意見の衝突は先づ第一に、青年協進同盟は顧問協議上に

本評議会は、終始行動を共にし得るや否やを疑ふとの意見を發表し、日本青年

協進同盟に對し、十月五日の臨時会同大会に於て、政府部が公衆の報告を爲した。

此の形勢に對し、本評議会は、十月十四日、第八回中央青年委員会の総て

議、日本青年協進同盟の代表との間に顧問協議中心なり、激烈な意見の衝突を

見るに至つた。その意見の衝突は先づ第一に、青年協進同盟は顧問協議上に

本評議会は、終始行動を共にし得るや否やを疑ふとの意見を發表し、日本青年

協進同盟に對し、十月五日の臨時会同大会に於て、政府部が公衆の報告を爲した。

此の形勢に對し、本評議会は、十月十四日、第八回中央青年委員会の総て

議、日本青年協進同盟の代表との間に顧問協議中心なり、激烈な意見の衝突を

見るに至つた。その意見の衝突は先づ第一に、青年協進同盟は顧問協議上に

本評議会は、終始行動を共にし得るや否やを疑ふとの意見を發表し、日本青年

協進同盟に對し、十月五日の臨時会同大会に於て、政府部が公衆の報告を爲した。

此の形勢に對し、本評議会は、十月十四日、第八回中央青年委員会の総て

議、日本青年協進同盟の代表との間に顧問協議中心なり、激烈な意見の衝突を